

青森県報

第八百九十六号

令和七年
四月二日
(水曜日)

目次

告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障
社が課い) ……一

○右 同……………(同) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……一

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構
造政策課) ……二

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農
村整備課) ……二

○右 同……………(同) ……二

公安委員会

○地域交通安全活動推進委員の委嘱……………(交
通企画課) ……三

告 示

青森県告示第二百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
	特定非営利活動法人あゆみの会	三戸郡階上町蒼前四六丁目九の二八五	生活介護	令和七・四・一
障害福祉サービスを行う事業者	名 称	所 在 地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
	すまいるキッズテイクアウト	三戸郡階上町蒼前四六丁目九の二六〇五	生活介護	令和七・四・一

青森県告示第二百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
	特定非営利活動法人MUGEN	五所川原市大字飯詰石田二二〇二	就労継続支援B型	令和七・四・一
障害福祉サービスを行う事業者	名 称	所 在 地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
	就労継続支援MB型事業所IRA	五所川原市中平井町一四四の二	就労継続支援B型	令和七・四・一

青森県告示第二百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更

生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人原子整形外科医院	弘前市大字代官町五九	令和六・三・三
弘前記念病院	弘前市大字境関字西田五九の一	七・三・三

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年四月二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
木村 優吏	弘前市	弘前市大字小友字宇田野五六〇の一ほか七筆

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、十湖地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を変更したので、同条

第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年四月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、ふるさと新郷地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年四月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年四月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十九第一項の規定により令和七年四月一日、次に掲げる者を地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国
家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

氏 名	佐々木 重 光	連 絡 先	青森警察署交通課 (電話 〇一七―七二三―〇一〇)	活動区域	青森警察署の 管轄区域
相 馬 誠 二					

石田勝雄	木村喜有	北村 満	三上悦郎	伊藤喜代志	小田桐光子	鳴海 満	岡本 守	齋藤敏春	白取俊廣	飛澤新也	今井敏昭	秋田谷洋子	豊川幸子	山崎世里子	北村栄子	大坂美保
------	------	------	------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------

森 郁 子	天 内 不 二 雄	山 下 修 司	高 杉 哮	田 中 和 芳	工 藤 躍	相 坂 知 子	今 ま ゆ み	渡 邊 正 明	木 村 清 嗣	木 村 俊 信	横 内 一 彦	福 原 寛	相 馬 鉄 雄	長 内 春 代	長 内 石 男
青森南警察署交通課 (電話 〇一七二―六二―四〇二二)															
青森南警察署 の管轄区域															

碓 谷 茂	櫛 引 俊 光	橋 本 健 一	白 濱 憲 一	山 道 千 代	櫛 引 富 久 彦	大 瀧 哲 治	菊 池 政 彦	渋谷 純 一	川 口 義 男	嘉 賀 茂	宮 本 義 美	竹 内 眞 也	若 佐 雅 章	野 藤 聡	泉 谷 一 博	嶋 中 元
むつ警察署交通課 (電話 〇一七五―二二―一三二二)									大間警察署交通課 (電話 〇一七五―三七―二二二二)			外ヶ浜警察署交通課 (電話 〇一七四―二二―二二二二)				
むつ警察署の 管轄区域									大間警察署の 管轄区域			外ヶ浜警察署 の管轄区域				

木 村 諭	木 村 諭	竹 内 民 雄	駒 井 秀 章	高 谷 友 衛	館 山 秋 聲	岩 崎 博	山 内 潤 一	相 馬 国 雄	白 澤 盛 幸	小 山 内 國 晴	久 保 康 子	橋 本 幸 子	鈴 木 賀 暢	新 渡 只 夫	相 内 榮 三 郎	四 戸 巧	
										弘前警察署交通課 (電話 〇一七二―三二―〇一一)							野辺地警察署交通課 (電話 〇一七五―六四―二二二)
										弘前警察署の 管轄区域							野辺地警察署 の管轄区域

菊 地 義 篤	山 川 育 男	鈴 木 孝 俊	佐 藤 靖 子	山 内 豊	小 田 桐 久 夫	山 内 義 則	福 津 真	木 村 龍 悦	藤 田 篤	稲 葉 光 行	松 森 和 子	蝦 名 隆	柳 田 昌 子	一 戸 ゆ き	柳 田 美 津 江
			鯨ヶ沢警察署交通課 (電話 〇一七三―七二―二二五)												
			鯨ヶ沢警察署 の管轄区域												

須郷耕二	和田ますみ	今 金明	長尾敦子	寺田政史	今 広樹	太田修次	岩谷博	泉谷道久	石岡三弘	島村隆	野宮洋治	外崎俊春	吉田博身	佐々木富雄	熊谷敏	工藤満	
											五所川原警察署交通課 (電話 〇一七三―三五―二二四二)						つがる警察署交通課 (電話 〇一七三―四二―三二五〇)
											五所川原警察署の管轄区域						つがる警察署の管轄区域

山田 広	谷川 重次郎	久保田 定治	岩間 泰文	藤本 俊一	一戸 幸喜	成田 和朗	大谷 勝弘	工藤 安一	内山 公男	兼平 隆	中村 一	山口 京子	成田 善英	葛西 ヒロ子	横山 聖子	野上 茂樹		
												八戸警察署交通課 (電話 〇一七八―四三―四一四二)						黒石警察署交通課 (電話 〇一七二―五二―二三二二)
												八戸警察署の管轄区域						黒石警察署の管轄区域

田 中 俊 夫	吉 田 忠 春	工 藤 幸 子	中 城 彰	豊 田 智 万	中 居 規 文	石 川 絹 子	細 越 高 夫	在 家 利 博	築 瀬 寛	梶 谷 ト シ	関 野 敏 夫	見 付 正 美	山 村 久 敏	武 内 慶 雄	佐 藤 昭 士	工 藤 隆 一
------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

佐 々 木 重 喜	窪 田 昇	森 山 猛	竹 村 福 松	夏 堀 徹	泉 澤 美 智 子	砂 葉 和 夫	竹 林 武 志	林 賢 吉	山 田 敏 悦	尾 形 賢 一	磯 谷 勝 廣	運 上 和 子	荒 谷 梨 花	金 沢 香	阿 部 秀 子	畑 中 優 子
-----------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-----------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------

五戸警察署交通課
(電話 〇一七八―六二―三三四一)

三戸警察署交通課
(電話 〇一七九―三二―一三三五)

五戸警察署の
管轄区域

三戸警察署の
管轄区域

榎本興悦	寺前 勲	福田 学	今泉 一 識	山口隆 星	種市義 弘	大卷義 裕	庭田啓 子	山谷ヌイ子	根岸光 子	佐々木 富美子	川村 愛	松村 加代子	澤田良 子	大塚勝 子	中里千 賀子	赤坂朝 喜
		七戸警察署交通課 (電話)〇一七六一六二一三二〇二)											十和田警察署交通課 (電話)〇一七六一三三二九五)			
		七戸警察署の 管轄区域											十和田警察署 の管轄区域			

村田昭子	保土沢 順一	橋本義 隆	葛西ゆ き	関根 やちよ	下田 レイ子	福田 妙子	種市 薫	小笠原 勝彦	天間 進	甲地直 美	千曳俊 昭	
							三沢警察署交通課 (電話)〇一七六一五三一三二四五)					
							三沢警察署の 管轄区域					

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式会
社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭